

「彦根市情報公開条例」と「彦根市個人情報保護条例」の概要

情報公開条例 (H17.4.1 から一部改正してスタート)	個人情報保護条例 (H17.4.1 から全面改正してスタート)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1 目的 </div> <p>市が保有する情報を市民の皆さんからの請求により公開することにより、市の仕事やその内容を理解していただく制度です。</p> <p>市民の知る権利と市の説明責任を明らかにするとともに、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進を図ることを目的としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2 実施機関 </div> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会固定資産評価審査委員会、消防長および議会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 3 公文書の定義 </div> <p>実施機関の職員がその事務に関し職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（録音テープ、フロッピーディスク、CD-ROM等）で、組織的に保有しているもの</p> <p>* <u>ただし、次のものは、除く。</u></p> <p>官報、公報、新聞その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>図書館、博物館等の施設で歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1 目的 </div> <p>市が保有する個人情報 that 適正に管理されているかを、本人からの請求に応じて開示することにより、市民の皆さんに安心していただく制度です。</p> <p>市の個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにして個人の権利利益の保護を図り、公正で適正な行政運営を図ることを目的としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2 実施機関 </div> <p>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会固定資産評価審査委員会、消防長および議会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 3 公文書の定義 </div> <p>実施機関の職員がその事務に関し職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（録音テープ、フロッピーディスク、CD-ROM等）で、組織的に保有しているもの</p> <p>* <u>ただし、次のものは、除く。</u></p> <p>官報、公報、新聞その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>図書館、博物館等の施設で歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>

4 請求の種類

公開請求（第5条）

公文書の公開（閲覧、視聴および写しの交付）を求める権利

4 請求の種類

開示請求（第15条）

市の公文書に記録されている自分の個人情報（閲覧、視聴および写しの交付）を請求できる権利

訂正請求（第30条）

開示を受けた自分の個人情報の内容が事実でないことを認めるとき、その訂正（追加・削除を含む。）を請求できる権利

利用停止請求（第38条）

開示を受けた自分の個人情報が、次のいずれかに該当する場合、市が保有する個人情報の利用の停止、消去または提供の停止を請求できる権利

ア 市が、利用目的の範囲を超えて個人情報を保有しているとき。

イ 市が、利用目的の範囲を超えて個人情報を取得したとき。

ウ 市が、適法かつ適正な方法によらずに個人情報を取得したとき。

エ 市が、本人から取得すべき個人情報を本人以外から取得したとき（例外あり）。

オ 市が、思想、信条、宗教等の社会的差別の原因となる個人情報を取得したとき（例外あり）。

カ 市が、保有する個人情報を利用目的以外の目的に利用しているとき（例外あり）。

キ 市が、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために市以外のものに外部提供しているとき（例外あり）。

ク 市が、電子計算機等の結合による提供の制限に違反して保有する個人情報を市以外のものに提供しているとき。

5 公開請求ができる情報

すべての公文書

6 公開請求ができる人

何人（誰でも）請求できます。

7 請求から決定までの期間

公開決定等（第12条）
公開請求があった日から起算して（数えて）15日以内に決定

8 市の公文書の公開義務

原則として、すべての情報が公開となります。ただし、例外として次のいずれかに該当する情報は、公開できません。

（第7条）
（部分公開はできる場合があります。）

個人に関する情報（例外規定あり）
法人等の情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開により、その法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等

5 開示請求等ができる情報

公文書のうち、個人情報記録されているもの

6 開示請求等ができる人

市に自分の個人情報があれば、その本人が自己情報を開示請求できます。

訂正請求・利用停止請求については、開示決定に基づき開示を受けた情報について、その本人が請求できます。

7 請求から決定までの期間

開示決定等（第22条）
開示請求書を受理した日から起算して（数えて）15日以内に決定
訂正決定等（第34条）
訂正請求書を受理した日から起算して（数えて）30日以内に決定
利用停止決定等（第42条）
利用停止請求書を受理した日から起算（数えて）30日以内に決定

8 市が保有する個人情報の開示義務

原則として、自己情報はすべて本人に開示することになります。ただし、例外として次のいずれかに該当する情報は、開示できません。（第17条）

（部分開示はできる場合があります。）

開示請求者本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
開示請求者以外の個人に関する情報（例外規定あり）
法人等の情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

公開により、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

法令、条例等の規定により非公開とされる情報

市、国等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報で、公開により、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの

市、国等の事務・事業の情報で、公開により、その事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

9 公文書の管理

実施機関は、「彦根市公文書管理規則」に基づき、公文書を適正に管理しなければなりません。（第33条）

実施機関は、公文書の検索に必要な「公文書目録」を作成し、一般の利用に供さなければなりません。（第34条）

で、開示により、その法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等

開示により、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

法令、条例等の規定により不開示とされる情報

市、国等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報で、開示により、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの

市、国等の事務・事業の情報で、公開により、その事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

9 市が保有する個人情報の管理

実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、個人情報の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止に努めるなど、個人情報を適正に管理しなければなりません。

実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄または消去しなければなりません。（以上第9条）

実施機関は、「個人情報ファイル目録」を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。（第14条）

10 罰則

彦根市情報公開審査会委員

- ・ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金（第39条）

10 罰則

実施機関の職員（職員であった者）

- ・ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金（第64条）
- ・ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金（第65条・第66条）

受託業者の従事者（従事していた者）

- ・ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金（第64条・第67条）
- ・ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金（第65条・第67条）

彦根市個人情報保護審議会委員

- ・ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金（第68条）

偽りその他不正の手段で保有個人情報の開示を受けた者

- ・ 5万円以下の過料（第69条）

